入札説明書

令和７年度

　医療労務管理支援事業

山口労働局

雇用環境・均等室

「令和７年度医療労務管理支援事業」の調達に関わる入札公告（令和７年１月23日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

**１　契約担当官等**

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長　吉髙　徹

**２　調達内容**

（１）調達案件

令和７年度医療労務管理支援事業

（２）調達案件の仕様

別添１「委託要綱」のとおり、

※　委託要綱の不明点は、電子メールにより下記４（２）の担当者に照会すること。

（３）契約期間

令和７年４月１日（予定）から令和８年３月31日まで

（４）履行場所

別添仕様書のとおり。

（５）入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の４、第29条の９、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第１項、第77条第２号及び第100条の３第３号）。

**３　競争参加資格（応札要件）**

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。詳細は以下のとおり。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

（２）予決令第71条の（詳細は以下のとおり）各号のいずれかに該当すると認められ、３年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者ではないこと。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

カ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

キ　前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（３）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされ、「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

（４）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（７）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

（８）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

（９）過去１年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記の３、平成31年１月25日付け基発0125第１号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の３に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（10）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険

イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険

エ　国民年金

オ　労働者災害補償保険

カ　雇用保険

※　各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

（11）過去１年以内に、厚生労働省労働基準局の所管する委託事業（都道府県労働局実施分を含む。）において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

ア　契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。

イ　契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。

ウ　契約書に基づき、委託者から委託事業実施状況報告書の提出を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。

エ　契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。

（12）入札参加者は、入札書等の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

**４　入札説明書の交付場所、問い合わせ先等**

（１）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒753-8510

山口県山口市中河原町６番16号　山口地方合同庁舎２号館６階

山口労働局総務部総務課　会計第一係

担当：藤田又は弥永

電話：０８３－９９５－０３６４

（２）入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び仕様書に関する問い合わせ先

ア　問い合わせ先・方法

下記の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

〒753-8510

山口県山口市中河原町６番16号　山口地方合同庁舎２号館５階

山口労働局雇用環境・均等室

担当：鈴木

電話：０８３－９９５－０３９０

電子メール：[35roudou×mhlw.go.jp](mailto:35roudou@mhlw.go.jp)

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

　　　　「×」を「＠」に置き換えてください。

イ　問い合わせの受付期間

令和７年１月23日（木）から令和７年２月17日（月）17 時まで

ウ　問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和７年２月19日（水）17 時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

（３）入札説明書については、上記アに問い合わせの上、入手することができるほか、山口労働局ホームページからのダウンロード又は電子調達システム（https://www.geps.go.jp）からのダウンロードも可能である。（山口労働局ホームページからダウンロードした場合は、仕様の変更などがあった場合の連絡をするため、（２）のメールアドレスあてに連絡すること。）

**５　入札説明会の日時及び場所**

　　令和７年２月３日（月）10 時 30 分

　　山口地方合同庁舎１号館１階　共用第二会議室

入札説明会への参加を希望する場合は、令和７年１月31（金）12 時までに、上記４（２）の連絡先へ電話又はメールで申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対するメールや電話による応答は行わない。）。出席人数は１機関当たり２名までとすること。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記４（２）から入札説明書を入手しておくこと。

**６　提案書類の提出等**

（１）提案書類の受領期限

令和７年２月20日（木）17時

封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して、上記４（２）まで提出すること。

なお、原則郵送（書留郵便に限る）での提出とするが、持参での提出も可とする（事前の連絡は不要。）。

未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

また、電報、ＦＡＸ及び電子メール等その他の方法による提出は認めない。

（２）提案書類に関するプレゼンテーションの実施

　　提案書類に関するプレゼンテーションを必要に応じて実施する。実施する場合は、開催日時、場所、時間及び開催方法を、入札参加者に個別に別途連絡する。

（３）提案書類の無効

　　　本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

（４）不備があった場合の取扱い

　　　一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

　　　この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

**７　入札書の提出場所等**

　本入札案件は、電子調達システム（https://www.geps.go.jp）により執行することとし、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出は以下のとおりとする。

　なお、電子調達システムにより入札金額を送信することを原則とするが、やむを得ない事由により紙による入札を希望する場合は、別紙７、別紙11を参加申込書類と併せて提出すること。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

ア　入札書の提出期限

　　令和７年２月20日（木）17時

イ　電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

ウ　（５）の入札参加申込に必要な資料の提出期限は、入札書と同様令和７年２月20日（木）17時となっているため注意すること。

（２）紙による入札の場合

ア　入札書の提出期限

　　令和７年２月20日（木）17時

イ　入札書は別紙１の様式により作成し、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年３月３日開札『令和７年度医療労務管理支援事業（山口労働局）』の入札書在中」と朱書きし、提出期限までに上記４（１）へ提出しなければならない。

なお、原則郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、持参での提出も可とする。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

ウ　入札書には電子くじ番号として、任意の３桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

　※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引きに使用される。

エ　（５）の入札参加申込に必要な資料の提出期限は、入札書と同様令和７年２月20日（木）17時となっているため注意すること。

（３）入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（４）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続をあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙２による委任状を上記４（１）に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ　入札者又は代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（５）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和７年２月20日（木）17 時までに別紙４に記載のある競争参加資格等確認関係書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを上記４（１）契約条項を示す場所に提出すること。

（６）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ　別紙５及び別紙６の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（７）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（８）入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

**８　開札の取扱い**

（１）開札の日時及び場所

令和７年３月３日（月）11 時

山口労働局総務部総務課

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

（３）紙による入札の場合

当日の立ち会いは不要であるが、別紙12「開札同意書」を提出しておくこと。開札の結果は電話・メール等で連絡する。また、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。万一当日の立ち会いを希望する場合は、令和７年２月５日（水）12 時までに４（１）に申し出ること。開札立会いについて、詳細は入札説明書付記事項にて記載する。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又は代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記７（２）おける入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。また、事前に複数の入札書の提出がなかった場合における取扱いについては入札説明書付記事項にて記載する。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

**９　提出書類**

提出書類について、チェックリストを作成しているため、入札書、提案書類一式と併せて令和７年２月20日（木）までに提出すること。

（１）入札書（別紙１）　　　　　　　　　　　１部

（２）提案書類一式

　　ア　提案申請書（別紙３）　　　　　　　　１部

　　イ　提案書　　　　　　　　　　　　　　　８部（原本１部・写し７部）

　　ウ　全省庁統一資格書（写）　　　　　　　１部

　　エ　直近２年間の保険料の領収書（写）　　１部

オ　誓約書（別紙５及び別紙６）　　　　　１部

　　カ　その他の書類　　　　　　　　　　　　１部

ただし、上記（２）ア～イについては上記４（２）へ提出すること。また、上記（１）及び（２）ウ～カについて、電子調達システムにより入札を行う場合は、スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに定める手続に従い提出し、紙による入札の場合は上記４（１）へ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

　　　また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記４（２）担当者に提出すること。

①　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※労働時間の基準を満たすものに限る。

②　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書

③　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

④　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

⑤　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

　　　さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（別紙８又は別紙９）を上記４（２）へ提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記４（２）担当者に提出すること。

なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

　また、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

**10　総合評価に関する事項**

（１）業務内容の仕様

別添１「委託要綱」の別添「令和７年度医療労務管理支援事業仕様書」のとおりとする。

（２）総合評価に関する事項及び方法

別添２「評価項目及びその評価基準」のとおりとする。

**11　その他**

（１）本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）落札における留意点

ア　本入札案件は低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査基準額を下回る入札がなされた場合には、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるという観点から、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い１者を落札者として決定することがある。

①　当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

②　当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、事業分担等が適切か否か等）

③　当該契約期間中における他の契約請負状況

④　手持機械その他固定資産の状況

⑤　国の行政機関及び地方公共団体に対する契約履行状況

⑥　経営状況

⑦　信用状況

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。なお、電子調達システムを利用した電子契約書の作成を原則とするが、落札者が任意の方法にて紙媒体での契約書作成を希望した場合には、紙による契約書作成を行うこととする。

イ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

ウ　契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

エ　令和７年度予算が令和７年４月１日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

（４）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

（５）インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。

そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、入札の公平性の観点から、契約締結後に変更契約は行うことはできないことから、そのことを踏まえて見積もること。

契約金額を見積もる際は、令和５年10月１日から令和８年９月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の８割、令和８年10月１日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の５割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

　　　また、負担額を事業費として請求する場合は、適格請求書発行事業者以外の取引先及び負担額を具体的に明らかにした精算書類を準備する必要があることにあらかじめ留意すること。

**12　その他留意事項**

（１）入札書、提案書類の用紙サイズは、Ａ４を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添３「提案書作成要領」を確認すること。

（２）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

（３）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

（４）提案書類の取扱い

　　ア　提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。

　　イ　提出された提案書類は返却しない。

　　ウ　提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

（５）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

（６）提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。

（７）提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

（８）押印の省略（契約書以外）

提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があり得ること。

（９）落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の５に相当する金額を違約金として納めなければならない。

○　様式等

　　別紙１　入札書（紙入札の場合のみ利用。）

別紙２　委任状（紙入札の場合のみ利用。）

別紙３　提案申請書（共通で利用。）

別紙４　競争参加資格等確認関係書類（説明書類であり、提出は不要。）

別紙５　競争参加資格に関する誓約書（共通で利用。）

別紙６　暴力団等に該当しない旨の誓約書（共通で利用。）

別紙７　電子調達システム案件の紙入札方式での参加について（紙入札の場合のみ利用。）

別紙８　従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）（共通で利用。）

別紙９　従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）（共通で利用。）

別紙10　電子調達参加申込書（電子入札の場合のみ利用。）

別紙11　紙入札業者登録票（紙入札の場合のみ利用。）

別紙12　開札同意書（紙入札の場合のみ利用。）

別添１　委託要綱

　　　　仕様書　　（別添１の別紙１）

　　　　仕様書　別添様式（様式１～11）

　　　　実施計画書（別添１の別紙２）

　　　　委託契約書（別添１の別紙３）

別添２　評価項目及び評価基準

　　　　総合評価基準書（別添２の別紙）

別添３　提案書作成要領

提出書類確認のためのチェックリスト

別紙１

# 入札書

￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－

案件名：「令和７年度医療労務管理支援事業」

上記のとおり入札説明書を承諾の上入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

代理人

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電子くじ番号  （任意の数字３桁を記入） | | |
|  |  |  |

※「電子くじ番号」に数字の記入がない場合は、職員が任意の番号を入力する。

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

別紙２

委　　任　　状

（住所）

　私は、（氏名） 　 を代理人と定め下記案件の

入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

案件名：令和７年３月３日（月）開札

　　　　　　　令和７年度医療労務管理支援事業

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長　　殿

別紙３

「令和７年度医療労務管理支援事業」

総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　支出負担行為担当官

　山口労働局総務部長　殿

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

「令和７年度医療労務管理支援事業」の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 〒 | | |
| 設立年月日 | 大正  昭和　　年　　月　　日  平成  令和 | 労働者数 | 人 |

【別紙３の添付書類の参考様式】

直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 直近における類似事業の実績有無  （　　有　　・　　無　　） | | | |
| 過去における類似事業に関わる契約実績 | | | |
| 事業名 | 契約期間 | 事業内容及び概要、本事業との類似性 | 契約金額等 |
|  | 自  至 |  | 千円 |
|  | 自  至 |  | 千円 |
|  | 自  至 |  | 千円 |
|  | 自  至 |  | 千円 |
|  | 自  至 |  | 千円 |

財務諸表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今期の見込み及び過去の実績 | | | |
| 項目 | 令和６年度（確定・見込）  ／　　～　　／ | 令和５年度（確定）  ／　～　／ | 令和４年度（確定）  ／　～　／ |
| 売上高 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 当期損益又は年度損益 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 前年度繰越損益 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 年度末未処分利益 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 年度末借入金残高 | 千円 | 千円 | 千円 |

添付資料：会社概要、貸借対照表、損益計算書

別紙４

# 競争参加資格等確認関係書類

１　提出書類

（１）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写

（２）以下の直近2年間の保険料の領収書の写（①②ともに必須）

①労働保険

②厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金

（以下、アを原則とし、用意できない場合はイ）

　　ア　保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から６か月以内）において過去２年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）

例：労働保険料等納入証明書（労働保険）、社会保険料納入証明書（社会保険）

　　イ　直近２年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し

例：納付書・領収証書（労働保険）、領収済通知書（健康保険、厚生年金保険）、健康保険料振込受付書（健康保険）

（３）誓約書（別紙５及び別紙６）及び添付書類

２　提出期限　　令和７年２月20日（木）17時

別紙５

**競争参加資格に関する誓約書**

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

３　以下の①、②のいずれにも該当しないこと。

1. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者であること。
2. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。

４　事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。

５　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

６　前記１から５について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長　殿

別紙６

**誓　約　書**

□　私

□　当社　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

**役 員 等 名 簿**

法人（個人）名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ） | 生年月日 |
| 氏名 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |

別紙７

電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

　下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

　１　入札案件名　令和７年度医療労務管理支援事業

　２　電子調達システムでの参加ができない理由

　　（記入例）

　　　・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

　　支出負担行為担当官

　　山口労働局総務部長　　殿

別紙８【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率３％以上とすること

を表明いたします。

　（又は　従業員と合意したことを表明いたします。）

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○

　上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

　給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○

※　下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．及び２．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

別紙９【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率１．５％以上とすること

を表明いたします。

　（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○

　上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○

　給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○

※　下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．及び２．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

別紙10

**電 子 調 達 参 加 申 込 書**

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　山口労働局総務部長　殿

入札案件名　令和７年度　医療労務管理支援業務

標記入札案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資格審査登録番号 |  |
| 企業名称 |  |
| 業種名及び等級 |  |
| 郵便番号 |  |
| 住所 |  |
| 代表者役職氏名 |  |
| 代表電話番号 |  |
| 連絡先部署名 |  |
| 連絡担当者氏名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 連絡先Ｅメールアドレス |  |

※本申込書は電子調達システムで参加申込する場合に提出する様式です。

（ＰＤＦ形式により提出してください）

別紙11

**紙 入 札 業 者 登 録 票**

入札案件名　令和７年度　医療労務管理支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 資格審査登録番号（１０桁） |  |
| 企業名称 |  |
| 郵便番号 |  |
| 住所 |  |
| 代表者役職氏名 |  |
| 代表者電話番号 |  |
| 連絡先名称 |  |
| 連絡担当者氏名 |  |
| 連絡先郵便番号 |  |
| 連絡先住所 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 連絡先Ｅメールアドレス |  |

※本申込書は紙入札方式で参加申込する場合に提出する様式です。

別紙12

開　札　同　意　書

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長　殿

住　　　　所

商号又は名称  
代表者氏名

　私は、令和７年３月３日に執行される下記の入札の開札において、自ら立ち会うことなく、予算決算及び会計令第81条の規定に基づき入札事務に関係のない貴局職員を立会者として開札することに同意します。

記

入札案件名　　　令和７年度　医療労務管理支援事業

※予算決算及び会計令第81条

　　契約担当官等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札し

なければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のな

い職員を立ち会わせなければならない。